

初診・再診時の選定療養費の改定について

健康保険法にもとづき、平成 30 年 4 月の診療報酬改定に伴い、一般病床 400 床以上の地域医療支援病院では「初診に際し、他の医療機関からの紹介状なしに受診する場合」及び「病状が安定し、他の医療機関への逆紹介を申し出たにも関わらず、引き続き受診する場合」は原則として一定額以上の金額をご負担いただくことが義務化されます。

当院は義務化の対象であることから、初診・再診時の選定療養費を下記のとおり平成 30 年 4 月 1 日から改定しますので、ご理解とご協力の程お願いいたします。

内容	対象	金額(税別)
初診時選定療養費	他の医療機関からの紹介状をお持ちでない方	5,000 円
再診時選定療養費	病状が安定し、外来担当医が他の医療機関への逆紹介を申し出たにも関わらず、患者さんご本人の希望により引き続き当院を受診される方	2,500 円

*備考：受診の都度。救急を除く。

※医療機関の役割分担について

当院は地域の中核医療機関として、地域の診療所・病院の『かかりつけ医』の先生方と連携して高度で専門的な医療を提供しています。

当院では、『かかりつけ医』の紹介状をお持ちの患者さんがスムーズに受診できるように配慮していますので、紹介状をご持参の上、ご来院願います。また、症状が安定した患者さんには、当院から『かかりつけ医』への逆紹介も勧めています。

病院と診療所、病院と病院がお互いに連携して効率的な診療にあたっていますので、ご協力の程お願いいたします。

[⇒詳しくはこちらをクリック](#)